

北海道後期高齢者医療広域連合告示第8号

収納代理金融機関の指定取消しについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、平成20年4月1日付けで北海道後期高齢者医療広域連合の収納代理金融機関に指定した下記の金融機関について当該指定が取消しとなるので、同令第168条第8項の規定により告示する。

令和7年3月27日

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田



記

1 収納代理金融機関の名称
株式会社りそな銀行

2 指定取消しの日
令和7年3月31日